第十六号の十様式別表記載要領４中「附則第12条の２の４」を「附則第12条の２の７」に改める。

第十六号の十三様式を次のように改める。

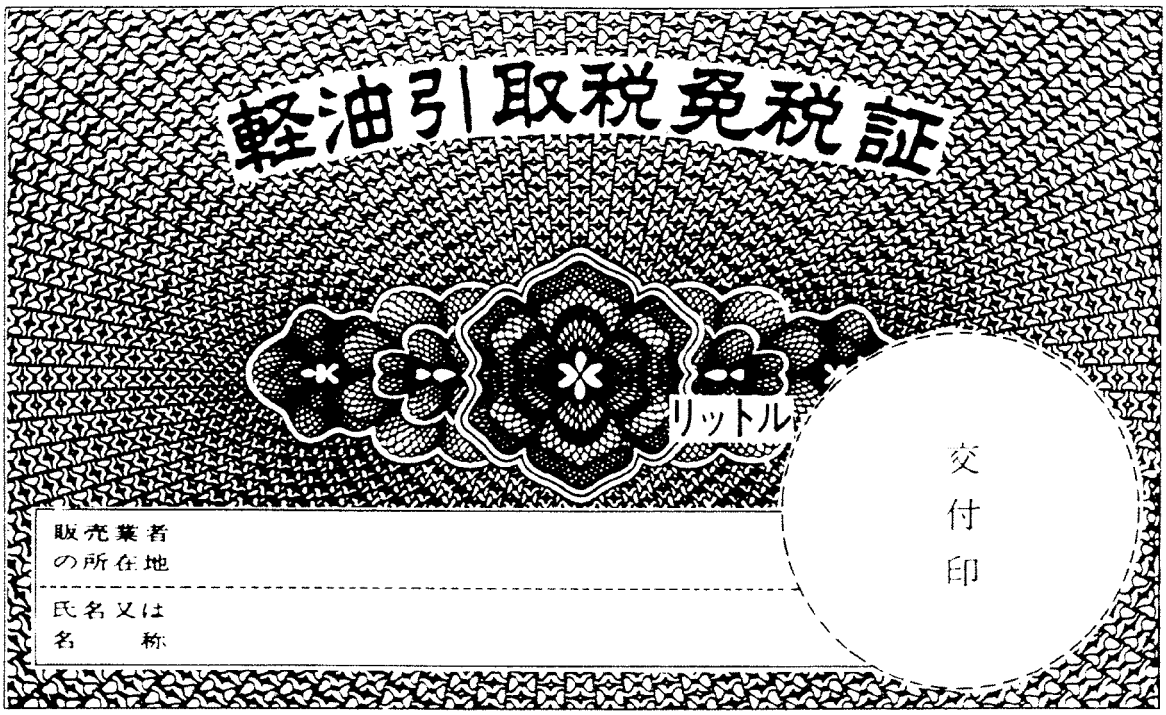
第十六号の十三様式（第八条の二十八関係）

縦　六十六・五ミリメートル
横　百十五・〇ミリメートル

地紋　幾何学的精密彫刻機によるもの

刷色　菜種色

表



裏

販売業者の氏名又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記販売業者から免税軽油の引取りを行いました。

平成　　年　　月　　日

住　所

業種名及び氏名印

注意

1　免税証に交付印のないものは無効です。

2　免税証を他人に譲り渡した場合には罰せられます。

3　免税軽油を他人に譲り渡す場合は、あらかじめ知事に届け出て承認を受けてください。承認を受けないで譲り渡した場合には罰せられます。

備考　1　道府県は、10,000 リットル、5,000 リットル、1,000 リットル、500 リットル、200 リットル、100 リットル、50 リットル、20 リットル、18 リットル、10 リットル、５リットル及び１リットルの免税証を作成することができる。

2　1,000 リットル以上の所要数量については、この様式により複写２連式の免税証を作成することができる。

3　免税証の交付に当たっては、一連の番号を付すこと。

4　法第 144 条の６又は法附則第12条の２の７第１項各号の免税軽油の引取りの別に次の様式の交付印を押印すること。